

論 文

中央教育審議会と教科書問題

—「教科書制度の改善に関する答申」の形成過程を中心に—

石 田 雅 春

はじめに

本稿では、中央教育審議会（以下、中教審と略）が、昭和三〇年一二月五日に決定した「教科書制度の改善に関する答申」について分析する。この答申は、翌昭和三二年の第二四回国会に文部省が提出した教科書法案の根拠となったものである。教科書法案については、「反動法案」という当該期の評価に基づいて「逆コース」を代表する政策の一つとして理解されてきた¹⁾。これに対して筆者は、こうした評価は五五年体制成立という当時の政治状況に強く影響を受けたものであり、法案の実態とは異なることを明らかにした²⁾。

ただ、前稿においては政治過程の分析が中心であり、当該期の政策的背景や関係者の意識を十分に分析することができなかった。そこで本稿では、教科書法案の基礎となった中教審の答申形成過程を分析することによって、これらの問題を明らかにする。

また、本稿で分析する中教審の答申については、文部省の政策の方針を示すものとして多くの分析や論評が行われてきた。しかしこれら

の研究の大半は、答申の本文を分析したものにすぎず、審議の実態を踏まえたものではない³⁾。このように先行研究の分析が答申に限定された最大の原因は、中教審の議事録が非公開とされてきたことによる。このため先行研究の妥当性を検証することは、事実上不可能であった。

しかし、近年になって中教審の議事録が公開されるようになり、ようやく議事録にもとづいた審議過程の解明が可能となった⁴⁾。そこで本稿では、こうした史料状況の改善を踏まえて「教科書制度の改善に関する答申」の形成過程を分析するとともに、答申の性格について考察を加える。

第一章 答申決定への過程

第一節 中教審への諮問に至る経緯

中教審での議論の背景を確認するため、本節では諮問に至る経緯について見てゆく⁵⁾。教科書の発行制度は昭和二三年に国定制から検定制

へと大きく変化した。当時の文部省は制度の転換自体に反対ではなかったが、用紙の不足など物理的条件から改革を漸進的に進めることを主張していた。ところが占領軍（民間情報教育局）が改革の断行を主張したため、文部省は制度の整備が不十分な状態で検定制を発足させることとなった。

このため昭和二〇年代後半には、こうした法制度の不備が早くも露呈することとなった。その最大の原因となったのが、教科書発行会社の過当競争であった。検定制発足時、教科書発行会社はわずか二二社にすぎなかったが、その後は増加の一途をたどり昭和三〇年には九五社に達していた。児童・生徒の数がほとんど増加しない状況で教科書発行会社が増えたため、各社はさまざまな手段を講じて製品（教科書）の売り込みを行うようになった。その結果、①学校関係者に対して発行会社が不公正な売り込みをおこなっている、②過剰な宣伝費が価格に転嫁されている、③教科書の改訂や使用教材の変更が頻繁に行われ、兄弟で同一の教科書が使えず教科書代がかかる、④年度の途中に転校すると在庫の少ない中小の発行会社の教科書の入手が困難である、といったようなことが検定制の問題点として指摘されるようになった。⁶⁾

昭和二七年、独自に調査を進めてきた公正取引委員会は、文部省及び関係団体に対してこれらの問題の解決を求める勧告を行った。しかしその後も状況が十分に改善されなかったため、昭和二九年に公正取引委員会は再び勧告を行った。こうした事態を受け文部省は、昭和三〇年三月になってようやく制度の抜本的な見直しに向けた研究に着

手したのであった。⁷⁾

ところがこうした法制度上の問題とは別に、同時期に教科書の内容についての問題が持ち上がった。すなわち、当時与党であった民主党が、衆議院行政監察委員会において教科書の内容が左翼思想に「偏向」しているとして糾弾したのであった。民主党は、こうした問題の原因は日本教職員組合（以下、日教組と略）にあるとして、同団体に批判の矛先をむけた。このため日教組は激しく反発し、支持団体である両派社会党を巻き込みながら、民主党に対する対決姿勢を強めていった。これら一連のできごとは、民主党が発行した小冊子の題名にちなんで「うれうべき教科書の問題」と称されるようになった。

このように教科書の内容が政治問題化するなか、昭和三〇年八月に文部省は検定制改革の基本構想を固めたのであった。そして九月初めから文部省は、与党民主党との折衝を開始した。ところが当時民主党は保守合同にむけて自由党との協議を行っている最中であった。そこで自由党との政策調整を円滑に進めるため、民主党はこの問題を文部省の間で決定するのではなく、中教審の審議に全面的に委ねることとしたのであった。

こうした経過を経て昭和三〇年一〇月三日、文部省は中教審に対して「教科書制度の改善方策について」を諮問したのであった。

第二節 中教審における審議の経緯

前節では、制度の問題に加えて教科書の内容が政治問題化するなかで、中教審への諮問が行われたことを確認した。これを踏まえて本節

では、どのような経緯を経て中教審が答申を形成していったのかを確
認する。

先述のように昭和三〇年一〇月三日、中教審の第四七回総会におい
て文部大臣から諮問があった。同総会では引き続き事務局から説明が
行われ、その後に出席者との間で質疑応答が行われた。⁸⁾一〇月一日
の第四八回総会では関係者を参考人として招致し、実情や意見を聴取
するとともに質疑応答が行われた。参考人として選ばれたのは、石山
修平(東京教育大学教授)、北川若松(横浜市教育委員会教育次長兼
指導室長)、神谷四郎(茨城県教育委員会教育長)、永井茂弥(教科書
協会会長)、今井兼文(教科書供給協議会全国連合会幹事長)、大塚
卓二(千葉県東金小学校PTA会長)だった。⁹⁾

ここで注意すべきは、教職員組合から参考人が招致されなかったこ
とである。前節で確認したように、教科書の「偏向」問題をめぐって
日教組と民主党は政治的に対立していた。これに対して当該期の文部
省は、両者の政争に巻き込まれないように努めていた。¹⁰⁾このため当初
は文部省も教職員組合からの参考人招致を検討していたのであるが、
最終的に招致を見送ったのであった。¹¹⁾

その後、一〇月一七日に中教審は第四九回総会を開き、教科書問題
について自由討議を行った。その上で中教審は、答申の原案を起草す
るため第六特別委員会(以下、特別委員会と略)の設置を決定した。
特別委員会の委員に選ばれたのは、浅尾新甫(日本郵船社長)、安藤
哲治郎(東京都千代田区千桜小学校長)、児玉九十(明星学苑長)、
田辺繁子(専修大学講師)、野沢登美男(東京都中央区久松中学校教諭・

元都教組中央区支部委員長)、松沢一鶴(東京都教育委員会委員長)、
森戸辰男(広島大学長)の七名であった。¹²⁾

議事録によると、これらの人選は天野会長の指名によって行われて
おり、事前の準備が済んでいたことがうかがえる。この時点において
中教審は、特別委員会の原案作成、総会での討議(二回)を経て、
一二月末までに答申を文部省へ提出する予定であった。¹³⁾一方、事務局
(文部省)の計画でも、一〇月二十四日、三十一日、十一月七日(または
その間に二日連続で行う)に特別委員会を開いて原案をまとめ、一
月一四日に総会を開催して答申を決定する予定であった。¹⁴⁾

ところが実際の特別委員会は、一〇月三十一日、十一月一日、一四日、
一五日、二八日(総会前)の計五回開かれた。また、これとは別に森
戸主査は、天野会長、河原副会長との会合を二回開いている。¹⁵⁾ここで
注目されるのが、十一月一日に特別委員会が佐藤幸一郎(日教組文化
部長)と木下宗一(全日本高等学校教職員組合教文部長)を招致して、
意見の聴取を行っていることである。¹⁶⁾先述したように文部省は、中教
審の総会での参考人招致から教員組合の代表を意図的に外していた。
事務局の計画にもこの参考人招致は予定されておらず、あくまでも特
別委員会(中教審)独自の判断による措置であったと思われる。すな
わち、特別委員会は、幅広く関係者からの意見を聴取するとともに、
予定を変更して慎重に審議を行った上で答申の原案をまとめたので
あった。

このため特別委員会が答申の原案を総会に報告したのは、十一月
二八日のことであった。この第五〇回総会においては、答申の原案と

その内容の説明のみが行われた。¹⁷そして二月五日の第五一回総会において、中教審は答申案の審議を行い、その一部を修正した上で答申として決定したのであった。¹⁸

第三節 答申形成に至る中教審の議論

本節では、答申形成に至る中教審での議論について見て行く。前節で審議の経緯について確認したが、答申に直接関係する議論が展開されたのは、第四九回総会での自由討議、特別委員会での審議、第五〇回総会での答申原案の報告、第五一回総会での答申原案の審議である。このうち特別委員会の審議については、議事録の存在が確認できないため、本稿では第四九、五〇、五一回の各総会の議論について見て行く。

また、すべての議論を網羅することは紙幅の関係で難しいので、本稿では、検定と採択に焦点を合わせて分析する。検定については、まさにその行為が制度の中核であるため、原則論にまで踏み込んだ議論が展開され、制度の本質を考える上でこの問題を検討することは不可欠である。採択についても、制度上の懸案事項であった教科書発行会社の過当競争と直接関わりがあるため、特に議論が重ねられており、当該期の問題を考える上で重要と思われる。

さて、個別の議論を分析する前に、答申全体の性格について確認しておきたい。答申案をまとめた特別委員会の主査である森戸辰男の説明によると、この答申案はあくまでも「当面改善を要請されており、急速に実行することの可能と考えられる事項について意見をまとめ

た」ものであったということである。このため、検定を行う教科用図書検定調査審議会を文部省から切り離して独立の機関とすることや、弊害の温床として認識されていた発行や供給機構を一元化して公共性を与えることや、教科書を無償にすることなどの問題は、「国の政治組織や経済・財政その他関連する面が広く、その研究に相当の時日を要」するため答申案に盛り込まれなかったのである。¹⁹すなわち、答申案は、教科書の「偏向」問題など政治的な問題に関することは避け、制度上の改善点に内容を絞り込んだものであった。こうした答申案の方向性は、「うれうべき教科書の問題」と一線を画そうとしていた文部省の姿勢と一致するものであった。

このように答申案では、審議に時間を要すると思われる問題が棚上げされた。このため、第四九回総会の自由討議では政治問題や原則論に議論が及んだのに対して、第五一回総会の審議では、主として制度面に議論が限定されたのであった。²⁰

(1) 検定についての議論

① 第四九回総会

第四九回総会の自由討議では、どこが主体となつて検定を行うのかという検定権の所在や結果に対する責任のあり方、さらには教育への政党の介入をどのように防ぐのかという教育の独立について議論が交わされた。²¹

矢内原忠男（東京大学長）委員は、検定制度の維持に賛成であるという私見を示した上で、「検定が国定に近付かないように」するため

に検定を行う審議会の組織のあり方を問題とした。すなわち、矢内原委員は、政党出身の文部大臣が裁量によって委員を選任するという方法では、「何が偏向であるかということ」を政党がいろいろとそれに就いて意見を述べ、それが政府を通して検定に影響をもつということになると、政党の政策の好むところが教科書に検定を通して国民思想を統制する危険が多分にある」とした。そこで矢内原委員は、日本学术会议や現場の教員の団体（校長会など）が委員を推薦し、文部大臣が形式的に任命するという方式を提案した。

これに対して小汀利得（日本経済新聞社顧問）委員は、現行の検定制度のあり方をふまえて異論を唱えた。すなわち、教科用図書検定調査審議会の結論を文部大臣が追認し、形式的に責任を負うという現在の制度では責任の所在が曖昧であり問題を引き起こしているとした上で、矢内原委員の提案する制度で「簡単に一部の学者とか専門家の言うことなんかを聞いてうっかり（※検定を）やったならば、今あるようなおろかな教科書が続々と出る。もっと巧妙に変なことをやられるおそれがある」という認識を示した。そして小汀委員は、教育と政党政治の関係についても「片寄った、きわめて少数のいわゆる専門家の間でうまくスクラムを組めばうまくごまかせるようなことをやれる団体よりも、これは国民全体に基礎を置き、平均二年に一回選挙が行われて代議士がかわる政党の方がよほど弊害が少ない」という認識を示した。

一方、野沢委員からは、教育の独立および政治的中立性の確保という観点から、矢内原委員の提案をさらに進めて検定の主体の独立機関

化が提案された。

これらの意見を受けて森戸委員は、審議会の人選について「現場の教育に関係している者については、私は矢内原委員の指摘されたような十分な考慮が払われるべきだと思ふ」と一定の理解を示した上で、日本学术会议から委員の半数を選ぶという提案に対しては「（※日本学术会议が）直接学問の研究と違う、主として教育の場面にそういう強い責任を持つことは非常に危険なこと」と反対の姿勢を示した。

また、政治と教育の関係について森戸委員は、「政党内閣と教育の中立性をどう結ぶかということですが、その点については断然切離してこれが別なものになり得るかという現実的には非常に難しいことではないかと思ふ」と、「政党内閣の制度が認められている限りは、そういう声の聞かれることもこれはある程度やむを得ないのじゃないかと思ふ」と述べた上で、この問題については「その責任をもっておられる大臣に信頼するよりほかにないと思ふ」という認識を示した。

こうした森戸委員の認識について増田栄（評論家）委員も賛意を示し、「あまりに無責任な、責任をもたないところの地方化、責任をもたない民主化、細分化というようなことが、今日のこういうことをすでに惹き起しているのだと思ふ」と、「文部当局のかたも国家の将来のためにはっきりした、誠実にして熱心なご研究を積まれてこれを解決の方に導かれることを希望いたします」という意見を述べた。

こうした意見に対して、矢内原委員は、「文部大臣を信頼して文部大臣はかくあるべきだ」という理想論は別といたして現実に（※戦前の

ように）文部大臣を信頼してその指導のもとに日本の教育を行うということは根本的に間違っておった、それを改めなければならぬというのが戦後の教育制度の改革であります」、「教育のことについては教育家が責任をもってこれに当たる。そうして政治の関与を排するというのが新しい憲法の中でもありますし、教育制度の改革された趣旨である。それを崩してはいけない」という反論を述べた。

ここで、増田委員から「私は文部大臣専制政治を行え、と言った覚えはないのであります」、「政府とか議会とかというものは国民の意思とか理性とかいうのが集中した機関であるからその方に国民の意思が反映されないということは遺憾だと思っております」と矢内原委員の誤解を正す発言があった。このように政党政治と教育の中立性の関係、検定制度への文部省の関与について、それぞれの立場から議論が交わされた。

一方、松沢委員からは、教科書の偏向問題について「これはもちろん教科書そのものが都合の悪いものはいかぬと思いますが、同時にある意味では現在程度のものでしたならば現場の教員の扱い方ではどちらにもなる」とした上で、「現在の教員仲間には相当堅実な思想をもった者が多数占めていると私は考えております」という認識が示された。そして松沢委員は、「常識的な採択という点において相当この検定その他を規制し得るので、発行者もあるいは文部省の鼻息をうかがうとか、あるいは日教組の鼻息をうかがうということではなしに、きつと制度自身が自由、公正の立場において堂々とやっていかれるようになされたらいいのじゃないか。それについて採択については十分現場

の教員の意向を聞き入れるような制度を作るべきだ」という意見を述べ、採択の重要性を強調したのであった。

②第五〇回総会

こうした検定のあり方をめぐる議論に対して、答申案では現行通り文部大臣が検定を行うこととした。²²⁾ 特別委員会では、その理由として「わが国の現状ではやはり国家がやるのが適当だということに致しました。仮に都道府県教育委員会もやるのが適当であると致しましても、その現状、能力等の点からみて、現実の問題として甚だ困難と思われる」ことを指摘している。

また、政党政治の影響を避けるため独立の審議会に検定を行わせるべきだという意見に対して特別委員会は、「教育の政治的中立の問題はひとり教育内容、教科書の検定に限らず、教育全体に係るものであります。だからそれは責任内閣制度との関連において、国家行政組織全体に関する根本問題にも触れる問題なのであります。そこで、ここでは検定の最終的責任は、現行通り文部大臣にあることと」したのであった。

そして答申案では、検定について次のような制度を提案した。²³⁾

- 一 検定は、現行どおり国（文部大臣）において行うものとし、都道府県においてはこれを行わないものとする。
- 二 文部大臣の検定権の行使を適正ならしめるため、現行の審議会を拡充強化し、その委員は学識経験者・教職員その他のうちから、中正かつ適切な方法により選任するものとする。
- 三 審議会には、教職員・専門家その他のうちから適正な方法

(たとえば、教職員にあつては、教育委員会に校長の意見を聞いて推薦させる等)により、選任した非常勤の調査員を置き、第一次調査にあたらせるものとするが、調査審議の責任は審議会自体が負うようにすること。

この場合、非常勤調査員の職・氏名を公開すること。また審議会の拡充強化に資するため非常勤の調査員のほか、別途、常勤専任の調査職員を相当数置くこと。

四 審議会は、編著者から申し出があつたときその他必要があると認めるときは、編著者の意見を聞くものとする。

五 検定基準を整備すること。

六 検定は常時行うものとするが、不合格図書同一年度における再申請は、これを認めないものとする。

七 検定には一定の有効期間を定めること。

このように答申案では、基本的に現行の制度を拡充する方向性が示された。ただ、注意を要すべき点としては、特別委員会において、審議会の委員が適切・中正に選任されるような方法について検討が重ねられたが、「的確なものを示すことが困難でありましたので、ここ(※答申案)では学識経験者、教職員等のうちから任命されるものとしたし、その任命は、中正適切な方法によって行われるべきことと致すに止め」たのであつた。

③第五一回総会

上述のように答申案では、国(文部大臣)が主体となつて検定を行う方針が示された。この点について第五一回総会では、異論は出され

なかつた。同総会で議論となつたのは、主として検定の運用の問題であつた。²⁴⁾最初に増田委員が、「検定というのはこれは消極的な意義をもっているものであつて最低限度に言うことは望ましくない。あつてはならないというのが検定の基準で、こうせよという積極性はないものであります。そこで検定の基準というものはそう簡略になりすぎればこれはなきに等しい」という私見を示した上で、第五項の「検定基準を整備すること」の後に「たとえば社会科学等において過去の国民の歴史、文化、伝統、感情等を強いて私見において歪曲し、あるいは非難しまたは特定のドクトリンをもつて叙述することをさける」という一項を挿入することを提案した。

この提案に対して矢内原委員は、「ある人がたとえばそれは著者の私見だと言えば、しかし著者の方はそのシツペ返しといたしまして、それはあなたの私見だということになって来ますね。そうすると議論が果てしないことになるのじゃないかと思ひます」という反論を示した。

これに対して増田委員は、①共通の社会感情や利益からみて「良識あるところの多数が判定」した場合はどうするのか、②当時話題になつた『チャタレイ夫人の恋人』を例にあげ、「いいものを選び青少年の諸君にプラスになるところの基本的なものを選ぶ、適正なものを選ぶということが教育の問題でありまして、学問思想の自由という問題を教科書にもつてくるということ」がふさわしくないことの二点をあげ、修正案の妥当性を主張した。

これらの点について矢内原委員は直接反論はせず、「この答申案と

というのは制度に関することですね、検定、採択、供給等の制度に関する答申でありますから、この検定基準はいかにあるべきか、どういうことを検定基準にすべきかという内容についての答申ではないと思うのであります」と述べ、答申の性格から反対論を展開した。

この修正案をめぐりさらに増田委員と矢内原委員の間で議論が交わされたが、森戸主査より、「特別委員会の考えをいたしましては、こういう簡単な形に盛りましたのは検定基準自身についてはいろいろ問題がありますが、「ここでいろいろそれを審議してその内容をきめるということとは適當ではないかということとその項目は述べなかつたのであります」という説明があり、双方がその説明を受け容れるかたちで議論の収拾が図られたのであった。こうして、検定に関する項目は、特別委員会の原案がそのまま承認されることとなった。

(2) 採択についての議論

① 第四九回総会

第四九回総会の自由討議では、一定の地域において教科書を統一的に採択するための組織のあり方が議論の中心となった。²⁶⁾

最初に小林道一（栃木県立宇都宮高等学校長）委員より、宇都宮市の実態に基づいて①「採択の主体は現行法通り」地方教育委員会とすること、②市町村の教育委員会単位で教科書を統一した方が便利であるから教科書を採択するための協議会を設置すること（学校関係者・教育委員会事務局・大学関係者・研修所関係者で構成、PTA関係者・教育委員は含めない）、③教科書の常設展示会場を設けること、

という提案があった。

こうした小林委員の提案を受け、その後の議論は採択のための協議会設置を前提とした上で、主として協議会の構成をめぐって展開された。

まず、小汀委員は、協議会に教員以外を入れないという小林委員の案に対して、「教育委員やPTAであれば、業者（※の勧誘）に動かされがちである。専門の教育家ならばそうでないかもしれないことはそれは言えないことである。いわんや教員だけでやれば、今のように日教組の影響をまともに受けやすいという虞れがある（中略）少なくとも教育委員なんというものは、それは入れないという法はない、大いに入ってもらって、それはばんばんやってもらわなければならん」という意見を出した。

野沢委員からは、「現場の教員としますと、やはり現場の教師というの、教育の自主性を持ってやっているという確信を持っておるつもりなんでございます。決して私は日教組の方針に引きずられるような、教員の自主性というものは全然失っておらないというように考えたいと思うのであります」という認識が示された。その上で、地方教育委員会が、現場（教員）の意見を重視して採択権を行使すべきであるという意見が出された。

これに対して森戸委員は、「教科書の採択の仕方についてはできるだけ広い意見が入れられて、いろいろな意見のバランスがとれることが必要であると思うのであります」、「少ないもの決定にはある程度の危険が伴う虞れがあります。最後の決定は地教委が決定することに

いたしておりまして、これは私は妥当だと思っております。同時にこれらのうちで広い地域、全体を通じて、相当のスタッフをもちよつてある程度公正にこの問題を検討できるのはおそらく県教委ではないかと思ひますので、県教委の意見というものは相当重視されていいのではないかと」と採択に都道府県教育委員会が関与すべきという意見を述べた。

一方、原田委員からは地教委の採択権は手続き上のものにとどめ、「公正に、公平に本当に採択の審議をするという一つの機関を別個にこしらえた方がいいのではないかと」という意見が出された。

また、松沢委員は、「事実地教委にその権限があるといはしました。東京都市におきましても、区の教育委員会ですらかななこの教科書全部について調査したり、採択したりするということは困難」という実情を説明し、「実際問題としては、森戸先生のいわれるような形にならざるを得ないと思う」という意見を述べた。矢内原委員も「学校長の意見を聞いて、もしくは今お話のような協議会の意見を聞いて地方教育委員会が決定するとしていただきたいと思ひます」と同調する意見を出したのであった。

②第五〇回総会

こうした議論を受けて特別委員会としては、採択のための協議会設置を打ち出した。²⁶⁾ すなわち、①「公立の小、中学校については、それが義務教育であり、教科書および教科の共同研究、転校等の便宜をはかり、地域的一体感を増すとともに、教科書の需給の調節及び価格の低廉化等をはかる上において、自然的、社会的、教育的等の諸条件の

類似する一定の地域においては、できるだけ少ない種類の教科書を使用するように調整をはかることが必要である」と、②「大部分の府県(すなわち三二府県)においてこの圧倒的な多数が郡市単位地域において教科書の選択を調整し又は選定を行っている状況である」と、という二つの理由から「郡市等のごとき一定の広さをもつ地域を単位として、できるだけ少ない種類の教科書を使用するようにすることとしたので」であった。

同時に特別委員会は、「採択については、できるだけ現場の学校の意見を反映させることが、教師の教科書に対する関心と熱意をもたせるため必要」であるから、「広地域で統一する際にも、学校の意見を基礎として決定するような方針」をとったのであった。

そして具体的に答申案では次のような採択方式を提案した。²⁷⁾

- (一) 都道府県の教育委員会は、自然的・社会的・教育的諸条件を考慮して、採択地区を設ける。
 - (二) 採択地区には、採択協議会を設け、校長・都道府県および市町村の教育委員会の委員・職員ならびに学識経験者等で構成する。
 - (三) 採択協議会は、採択地区内の学校の校長の申し出を基礎として、採択地区内の学校で使用すべき教科書を選定する。
 - (四) 市町村の教育委員会は、右の選定に基いて、所管の学校において使用すべき教科書を採択する。
- この方式について、特別委員会は「協議会では、校長の申出を基礎として審議するものとして、現場の意見を十分反映せしめる」とともに、

「教員は、後述の常設の教科書研究施設を利用して、その意見を校長に伝えることができますので、その意味では、教科書の採択について、教員の意思は校長を通じて採択審議会に反映させられる」と考えていたのであった。

③第五一回総会

第五一回総会では、採択における不正行為の防止と採択協議会の構成について議論が交わされた。²⁸⁾ 不正行為の防止については、まず増田委員から採択の第五項の次に「採択協議会委員以外の者より教科書の採択に影響を及ぼすような基準を示しまたは採択協議会委員の意思の自由を妨げるような行為があつてはならない、それに違反して行われる採択は無効とし、あらためて採択し直す」という一文を挿入することが提案された。

これに対して答申案にすでにある「不正行為という中に含めて十分解釈できるのじゃないかと」という意見（森戸主査）や、「これはやはり記録にとどめていただきまして、それで法文化するような場合に採択の項目で十分練っていただくということにしたらどうか」（野沢委員）、「処罰規定を設定されるときにその意味のことを入れた方がいいのじゃありませんか」（田島委員）という意見など、修正に消極的な発言が相次いだ。

しかし増田委員は、「現在の教科書製造会社が（※日教組が作成した）そういう採択基準というものを目をつけてその方向に作っているということは事実なんです。（中略）そういう不正ということが（※法文化の際に）第一義的にびたつとなつて来るものがあればいいが、

こちらがそれは不正じゃないと、向こうは不正だと。だからこれはどうにもならないのです」と法律化に際して予想される問題点を指摘した。

ただ、この問題は時間の関係から議論が打ち切れ、河原副会長の提案によつて昼食時間に協議されることとなった。昼食休憩後、天野会長から「採決に関連する不正行為について嚴重な処罰規定を設けて禁止するとともに、採択基準を示す等採択の公正と自由を阻害するような第三者の行為を禁止すること」という修正案が提示された。

これに対して矢内原委員から「（※教科書の採択について発言する）権利は国民誰もが皆もつて」おり、上記のような修正案は「憲法で保障されている言論の自由を拘束する疑いが多分にあると思」われるため、「中教審で言うべき筋でない」という反対意見が出された。

一方、増田委員からは「（※教科書の採択について）個人が何を発表しようといひのでありますが、一つの社会的な方のある政党や団体がそういうものをその関係ある者に流すということは、これはそのこと自身が自由を圧迫するので、（中略）そういう意味におきましてこれだけのことをせび入れていただきたい」という修正案への賛成意見を述べた。最終的に挙手による採決が行われ、賛成多数で修正案が可決されたのであった。

次に採択協議会のありかた、採択権の所在について議論が交わされた。まず、矢内原委員から、①公立学校の校長に採択権を認めず、国立・私立学校の校長に採択権を認めることはアンバランスであること、②教科書の採択は教育内容に関わるため教育の任に当たっている

校長が責任を持つべきであることの二点を理由にあげ、公立学校の校長に採択権を与えるべきだという修正案が出された。

この点について小林委員からは、①採択協議会の構成員に教員を加え教育委員を外すこと、②「市町村の教育委員会は採択の結果を所管の学校に通告する」という一文を挿入することが提案された。

こうした修正意見に対して森戸主査は、特別委員会としては、①一定の地域で教科書を統一することは教科書の共同研究や児童・生徒の転入学において便利であること、②ほとんどの県で実際に統一採択が行われていることなど「実際の根拠」を考慮した上で、答申案を決定したと説明し、原案への理解を求めたのであった。

ただ、この問題も時間の関係から途中で議論が打ち切れられ、昼食時間には協議されることとなった。昼食休憩後、天野会長から、採択協議会の構成員に「教員」を加えるというの修正案が提示された。これに対して矢内原委員から「都道府県の教育委員会は自然的、社会的、教育的諸条件を考慮して採択地区を設ける。採択地区には校長からなる採択協議会を設ける。教科書採択地域内における教科書の採用は校長が採決する」という修正動議が出された。しかし採択の結果、矢内原委員の提案は否決され、前者の修正案が採用されたのであった。

このように採択については、答申で統一的な採択の実施が盛り込まれた。これについて中教審では、現場の意見をどのように反映させるかという方法をめぐって議論が交わされたのであった。

第二章 教科書問題の背景と中教審との関係

前章では、中教審答申の形成過程について見てきた。これを踏まえ本章では、答申の基礎となった資料を分析することによって、関係団体の利害や国民の関心と中教審との関係を明らかにする。

第一節 関係団体の認識

昭和三〇年から三一年にかけて、各種団体が独自の教科書制度改善案を発表した。中教審への諮問が行われた昭和三〇年一〇月前後について見ると、右派社会党（九月上旬）、日本教育学会（一〇月一〇日）、錦会（一〇月上旬）、教育問題調査会・新日本教育者連盟（一〇月一五日）、教科書協会（十一月七日）、日本PTA全国協議会（十一月一二日）、全国都道府県教育委員会協議会（十一月二九日）などが改革案を発表している。

これらうち中教審の審議で参考にされたのは、右派社会党、教科書協会、日本教育学会、錦会の改革案であったと思われる。すなわち、「教科書制度に関する各方面の意見」（謄写版）という事務局（文部省）作成の審議資料があり、この中にこれら四団体の案が一覧表の形で記載されている。²⁹⁾

ただ、その内容を見ていくと、十一月七日に教科書協会が公表した「教科書制度改正に対する意見」と本文書の間には齟齬が多数あることが分かる。これは本文書が、「教科書制度改正に対する意見」の完成前に作成されたことによるものと考えられる。³⁰⁾ 同時期において、他に

も改革案を検討している団体があった。こうした中で教科書協会の意見のみが本文書に記載されたのは、同協会の意見が答申作成において不可欠であると文部省が認識していたからであると推測される。こうした選別は他の団体についても作用したと考えられる。

さて、表1に検定と採択に関する事項を中心に四団体の意見をまとめた。これによると日本教育学会の案が、他三団体の案と大きく異なっていることが分かる。例えば、検定の主体について同会の案では、国に加えて都道府県教育委員会も検定を行うとしている。また、国の検定については、独立機関として「教育課程委員会」を新たに設置し、同委員会がおこなうこととしている。これに対して他の三案は、国による検定、文部大臣による審議会委員の選任を打ち出しており、現行制度の枠組みを維持するものであった。

このように日本教育学会の案は、制度の大幅な変更を求めるものであった。これに関して石山修平（起草の中心人物）は、「私たちの学会ではすぐにどうこうというよりも理想として、あるいは理念と申しますか、究極の願いとしてはこういうところへいきたい」と同案の性格について述べている。²¹⁾ すなわち、日本教育学会の案は、実態よりも原理・原則を重視して作成されたのであった。このため、現行制度の改善が内容の中心である他の三案との差違が大きくなったと考えられるのである。

次に、中教審の答申と四団体の案との関係について見ていく（表1参照）。これによると、検定調査員の氏名公開や教科書研究を目的とした施設の設置など、四団体の意見が一致している部分は答申でも踏

襲している。また、検定の主体や審議会のあり方、発行会社の資格など、四団体の間で意見の相違がある場合は多数派の意見を採用している。このため、これらの項目については、関係団体の意見に基礎を置き答申が形成されたと評価できる。

ところが、採択については、関係団体の意見とは全く逆の方向性が答申で打ち出されている。すなわち、四団体は、個別の学校が採択権を持つことを主張し、広域的に統一して採択を行うことを反対している。広域的な採択は教科書の種類の整理につながるため、四団体は、教科書発行会社の利害や教育内容の多様性確保などの観点から反対していたと思われる。

これに対して中教審は、採択協議会に実質的な権限を与え、広域的な採択を認める方向を打ち出している。ただ、この問題については、世論との関わりが深いので次節で検討する。

第二節 世論の動向

前節では、関係団体と中教審の関係について見てきた。ただ、中教審が答申を形成するにあたって参考としたのは、関係団体の意見だけではなかった。このことを示す史料が、「教科書に対する国民の関心と希望」（社団法人中央調査社、昭和三〇年一月）という世論調査の報告書である。²²⁾

この報告書は、森戸辰男（特別委員会主査）と石川二郎（文部省調査局企画課課長補佐、中教審の事務を担当）の関係文書の中にそれぞれ残されていることが確認できる。ただ、総会の議事録にはこの報告

表1 各方面の意見

団体名	項目	検定の主体	審議会	検定調査員	採択地区	採択擁者	教科書研究の場	発行者への規制
中教審答申		検定は、国（文部大臣）において行うこと。都道府県においては行われないこと。	文部大臣の検定権の行使を適正ならしめるため、現行の審議会を拡充強化し、その委員は学識経験者・教職員その他から中正かつ適切な方法により選任する。	教職員・専門家その他から適正な方法により、選任した非常勤調査員を審議会に置く。非常勤調査員の職・氏名は公開。審議会に非常勤専任の調査職員を相当数置くこと。	公立の小・中学校に關つては、採択に關連する校長の権限を明確にすること。一定の地域においてできるだけ少ない種類の教科書を使用すること。	採択協議会は学校の校長の申し出を基礎として採択地区内の学校で使用すべき教科書を選定する。教育委員会は協議会の選定に基づき教科書を採択する。	適正な採択と教職員の研究に資するため、教科書の常時研究施設を設けること	発行者について欠格事項を設け、これに関連して登録制度を設けること。
右派社会党案		文部大臣による検定とする。	教科書審議会を設ける。委員は学識経験者を大臣が任命する。	検定調査員の氏名は公開とする。学識経験者より任命する。	……………	採択は学校長が教員会議の意見を聞き選択する。公立学校については所管教委の承認を受ける。	常設展示所を学校に附設。	発行者の資格審査を行う。発行に先立つて教科書審議会の議を経て、政令で定める審査基準に基づき事業能力信用状態を調査する。
教科書協会案		……………	……………	調査員の氏名を公開、検定調査員の資格基準を設ける。	……………	選定採択は学校長とする。採択を公正にするために必要な管理制度を設ける。	府県に常設展示場を設ける。	発行者の資格及び教科書種類に制限を加えないこと（一教科一社一種限定反対）。
日本教育学会案		国または県教委の検定とする。県検定は当該地域のみ有効とする。	国に独立機関としての教育課程委員会を設置し、教育内容の大綱決定、教科書検定を行わせる。県に教育課程諮問委員会を設置し、学習指導要領作成、検定事務を行わせる。	検定委員、調査員を委員会におく。常勤及び非常勤とする。委員、調査員の氏名を公開する。	市町村郡区区域内に教科担当教員からなる協議会を置き、採択に關する調整を行うことができることとする。教科書採択委員会の制度化には反対。	学校長が教員会議の議を経て採択する。	県教委は郡市ごとに一ヶ所以上の教科書閲覧室を常置し全種類教科書を国が備置する。	発行者は供給計画書の記載時期までに供給履行の義務を負う。文部大臣は供給状況について報告を求め職員を派遣、調査、又は帳簿書類の提出要求を行うことが出来る。
錦会案		文部大臣による検定とする。	文部大臣による検定とする。教科書審議会を設け、委員は文部大臣が委嘱する。	調査員氏名は公開する。	教委による種類限定・特定教科書の推薦等は禁止する。	各教科担当教員が選定し学校長が承認する。公立学校では更に所管の教委の許可制とする。	県教委は一定地域を定め学校指定により常設展示所を設置する。	

出典：「教科書制度に関する各方面の意見」より作成。

書に依拠した発言が確認できない。このため本文書は、特別委員会が答申案をまとめる際に利用されたと推定される。そこで本節では、この報告書を分析することによって世論の動向について考察を行うとともに、答申との関連について考察を行う。

「教科書に対する国民の関心と希望」についての調査は、昭和三〇年九月中旬に全国の「学童父兄」（同一世帯に義務教育期間中の学童のいる家庭の満二六歳以上六〇歳未満の男女）三千名を対象に行われた。当該期は、教科書の「偏向」問題が大きく報じられた直後の時期に当たる。こうした「偏向」問題は文部省の予期するところではなかった。そこで「偏向」問題の影響を見極め、教科書制度改革の妥当性を検証するためにこうした調査が行われたと推測される。

さて、報告書の章立ては、次のようになっている。

- 一、教科書制度についての認識
- 二、教科書についての不満、希望の概要
- 三、教科書の値段、教科書代金負担について
- 四、教科書の数について
- 五、教科書の印象、教育方針の了解程度等について

内容から判断してこれらの章は、教科書問題への関心の度合いと理解度を測定するために設けられた項目（一章、五章）と教科書制度への不満を測定するために設けられた項目（二章、三章、四章）に大別できる。

記述の形式は、主として質問の文章と回答率の一覧からなっている。ただ、二章、三章、四章には、簡潔な記述であるものの解説が付

されている。さらに三章と四章については、回答率の一覧に加えて回答者の年齢、学歴、理解度別に分類された詳細な調査結果が併記されている。こうした記述の粗密から本調査の重点は、教科書の値段、教科書代金負担（第三章）と教科書の数（第四章）について世論の動向を探ることに置かれていたと考えられる。そこで以下、教科書の価格と数（種類）に焦点を合わせ調査結果を見てゆく。

まず、教科書価格に関する項目については、全体的に低所得者層ほど不満が拡大する傾向が強く見られるという特徴が見られる。ただ、「教育費」と「教科書代」では、「父兄」の見方が異なっている点は注意を要する。表2に、関連する質問と回答を示した。当時、一般的に「父兄」の間では教科書代が高いという不満があったとされている。ところが設問①と②を比較すると、教科書代そのものに対する不満よりも、教育費全体への不満が高いことがわかる。これを裏付けるように、設問③に対して四〇%の「父兄」が「今がちょうどよい」、さらには二六%のものが「高くなってもよい教科書を」と回答している。このことは当時の「父兄」が、教科書（さらには教育）へ高い期待を寄せていたことを示していると思われる。

ただ、その一方で「教科書代が高すぎる」と回答した者が三八%もあったことは、無視し得ない数字である。報告書ではさらに生活程度別の分析結果を併記しているが、それによると低所得者層ほど強く不満を感じていることが分かる。

次に教科書の数（種類）に関する項目を見ていく。表3に、関連する質問と回答を示した。当時は教科書発行会社が多かったため、教科

表2 教科書の価格に関する調査結果一覧

(%)

設 問	回 答	
①今は子どもを学校へやるのにお金がかかりすぎると 思いますか、そうとは思いませんか。	お金がかかりすぎる	50
	そうは思わない	45
	不明	5
②学校にかかるお金の中でも、教科書代が高すぎると おもいますか、そうとは思いませんか。	教科書代が高すぎる	38
	そうは思わない	57
	不明	5
③教科書は、今より高くなっても、質をよくした方がよ いと思いますか、質は多少悪くなっても、今よりも安 くなった方がよいと思いますか、今ぐらいで丁度よい と思いますか。	質は悪くなっても安くしてほしい	24
	今がちょうどよい	40
	高くなってもよい教科書を	26
	わからない	10

出典：「教科書に対する国民の関心と希望」より作成。

表3 教科書の数(種類)に関する調査結果一覧

(%)

設 問	回 答		
④隣り近所の学校はなるべく同じ教科書を使った方がよ いと思いますか、それぞれ別であってもよいとおも いますか。	同じ方がよい	77	
	別々でよい	11	
	分からない	12	
⑤もし日本国中が全部同じ教科書を使うと、将来の国民 の知識や考え方が全部同じ型にはまってしまってもよ くないと思いますか、かえて統一がとれてよいと思 いますか。	統一がとれてよい	41	
	同じ型にはまってよくない	29	
	その他	4	
	不明	26	
⑥同じ学年の同じ科目の教科書は、いろいろある方がよ いと思いますか、学校によって違っては困ると思 いますか。 (いろいろある方がよいと答えた者に対して) 現在一科目について一〇〜二〇くらいありますが、いまの ままで適当だと思いますか、多すぎると 思いますか。 (違ってはこまると答えた者に対して) 全部同じ方がよいと思いますか、多少は違うものがあ ったほうがよいと思いますか。	教科書がいろいろ あるのはよくない	全部同じ教科書にし たほうがよい	30
		多少違うものがあ ってもよい	24
	教科書がいろいろ ある方がよい	今は多すぎる	17
		今のままがよい	8
	不明		21

出典：「教科書に対する国民の関心と希望」より作成。

によつては多種類の教科書が存在した。このため、児童・生徒が転校する際には教科書の買い換えが必要で父兄の負担が大きいか、教科書一種類あたりの発行部数が少ないため価格が高くなっているといった批判があった。こうした批判を踏まえて、各設問は適切な教科書の数(種類)を探るために設けられたと考えられる。設問④では、「隣り近所の学校」という表現からも明かなように、一定の地域において教科書を統一することの可否を聞いている。これに対する回答は、賛成する者(七七%)が極めて多い。この質問にはさらに学歴別の結果も記載されているが、階層による差はほとんど見られず、地域内での教科書統一は「父兄」の広汎な希望であったことがうかがえる。

これに対し設問⑤では、全国的な教科書統一(教科書の国定化)の是非を質問している。この回答からは、過半数には達していないものの、四割もの「父兄」が「統一がとれてよい」と全国的な教科書統一を望んでいたことがうかがえる。さらにこの設

問については、世代・学歴・教科書制度への認識の程度別の回答率を掲載している。それによると世代の若い者、学歴の高い者、認識の深い者ほど全国的な教科書統一に反対していることが分かる。中教審の答申は、戦後改革の成果として検定制度の維持を明言している。こうした姿勢が国民の多数意見に反するものであったことは、当該期中教審の性格を考える上で大変興味深い。

ただし、全国的な教科書統一に反対している人々も、決して現状に満足していないことが次の設問⑥から分かる。この回答を見ると、「今のままがよい」と現状を肯定しているものはわずか八%にすぎず、程度の差はあるものの七一%の「父兄」が現状に不満を持っていることが分かる。この設問でも、さらに世代・学歴・教科書制度への認識の程度別の回答率を掲載している。設問⑤の結果との関連で注目されるのは、全国的な教科書統一に反対していた学歴の高い者、世代の若い者、認識の深い者の回答が、「教科書がいろいろあるのはよくない・多少違うものがあったもよい」と「教科書がいろいろある方がよい・今は多すぎる」という項目に集中していることである。すなわち、全国的な教科書統一に反対する人々ですら現状には不満を持ち、一定の統制（教科書の種類を整理）を望んでいたと考えられるのである。

この点について中教審の答申では、採択の条項で「公立の小・中学校については、採択に関連する校長の権限を明確にするとともに、たとえば、郡市単位など一定の地域において、できるだけ少ない種類の教科書を使用するようにすること」と明記し、教科書の種類の整理を行うことを求めている。こうした方向性は、前節でみたように関係団

体の意見と全く相容れないものであった。しかし本節でみてきたように、教科書の種類の整理については「父兄」の強い要望があった。これらのことから、採択について中教審は、関係団体よりも「父兄」の意見を重視したと考えられるのである。

おわりに

本稿では、「教科書制度の改善に関する答申」（昭和三〇年二月五日）に関する中央教育審議会での議論とその背景について見てきた。第一章では、答申の形成過程を中心に分析した。当該期の教科書問題は、教科書発行会社の過当競争によって顕在化した制度上の不備と、「うれうべき教科書の問題」に見られるような政治問題という二つの側面を持っていた。これに対して文部省は、制度の整備について研究を進め、政治問題とは距離を置く姿勢を示した。こうした文部省の姿勢にあわせるように、中教審も当面の課題に限定した答申を決定したのであった。

また、答申の形成にあたっては、特別委員会の役割が大きかった。「教科書制度の改善に関する答申」は、①総会での自由討議、②特別委員会での審議、③総会での審議という三つの段階を経て形成された。議事録によると、第四九回総会の自由討議は原則論や政治問題にまで議論が及び、各委員が賛成・反対双方の立場から意見を出していることが確認できる。これに対して第五一回総会では、答申案に沿って制度論を中心に議論が展開され、紛糾することはなかった。この要

因としては、答申の原案作成にあたって特別委員会が、答申の枠組みを限定したこと、さまざまな意見を取捨選択して委員の多数が納得できる内容をまとめたことがあげられる。

第一章第三節以降では、検定と採択に焦点を合わせて、答申をめぐる議論と関係団体の認識、世論との関係について分析した。

まず、検定についてであるが、中教審の議論では国定化や自由発行化について一切触れられておらず、検定制度の維持は委員たちの共通認識であったと考えられる。この点については、関係団体の意見ともほぼ一致している。また、日本教育学会は都道府県での検定を主張していたが、中教審では能力的に困難であるという理由で議論の争点にならなかった。

ただ、世論との関係を見てみると、四一%もの「父兄」が全国的な教科書統一に賛成（反対は二九%）していた。このため中教審が検定制度維持の結論を下したことは、多数の国民の意思に反し、意図的に戦後教育改革の路線を守ろうとするものであった。

また、検定の主体をめぐる議論の中で、教育と政治の関係が問題となった。この点については、矢内原委員が教育の中立性の確保を強く主張した。しかし中教審の議論の大勢は、議院内閣制が採用される以上、与党の政策が文部大臣を通じて教育行政に反映されることはある程度やむを得ないという意見であったと思われる。このため第五一回総会において、検定の主体の問題は議論の争点とならなかった。

次に採択についてであるが、中教審は、教科書を統一的に採択する

ために一定の地域ごとに協議会を設置することが必要であると考えていた。こうした統一的な採択を実施することは教科書の種類を制限することにつながるため、学校別の採択を主張していた関係団体の意見とは相反するものであった。

しかし大多数の「父兄」は教科書の種類を整理すること（全国的な教科書統一も含む）を望んでおり、中教審の答申はこうした世論に添えるものであった。ただ、現場の意見を採択結果に反映させるための方策については委員間の意見が一致せず、第五一回総会でも協議会の構成をめぐって議論が交わされたのであった。

以上のことから、「教科書制度の改善に関する答申」は、検定制度の維持をめざし、制度上の改善点を中心に世論や関係団体の意見に配慮してまとめられたものであったと考えられる。このため、結果的に答申には規制的な要素も盛り込まれたが、これらは決して教科書制度の国定化をめざしたものではなかったと考えられるのである。

注

- (1) たとえば、久保義三『昭和教育史』(三二書房、平成六年)、山口拓史「一九五六年教科書法案についての研究―一九五五年前後の教科書制度改革動向関連を中心に―」渡部宗助編著『講和独立後のわが国教育改革に関する調査研究』(国立教育研究所、平成四年)、土持法一「教科書検定と日教組」中村隆英・宮崎正康編『過渡期としての一九五〇年代』(東京大学出版会、平成九年) 参照。

- (2) 拙稿「一九五五年前後の文教政策と教科書問題―「逆コース」の理解

- に対する「考察―」『九州史学』（二四〇号、平成一七年）参照。
- (3) 中教審を対象とした研究成果としては、横浜国立大学現代教育研究所編『中教審と教育改革』（三一書房、昭和四六年）、「教育行政と審議会」『教育行政研究』一三〇一五号（関西教育行政学会、昭和六一〜六三年）、羽田貴史他著『中央教育審議会と大学改革』（広島大学教育学研究センター、平成二年）、渡部宗助「中教審「三八答申」とその評価」喜多村和之編『高等教育と政策評価』（玉川大学出版部、平成一二年）などがある。
- (4) 管見の限り議事録に基づいた研究成果としては、藤田祐介「教育二法と中教審―教育の政治的中立性をめぐる議論の検討―」『戦後教育史研究』（第二〇号、平成一八年）があるのみである。
- (5) 以下、本節については、拙稿「占領下の教科書問題―国定制から検定制への転換過程―」『日本歴史』（六五三号、平成一四年）、および前掲「一九五五年前後の文教政策と教科書問題」参照。
- (6) たとえば、「新教科書批判の展望と再吟味」『時事通信内外教育版』昭和三〇年二月四日、「社説」・「教科書問題あれこれ」『毎日新聞』昭和三〇年六月二四日参照。
- (7) 稲田清助（検定制発足時、文部省教科書局長）も、「こんなに教科書会社がでるとは予想しなかった。戦前からの国定七社のほか十社もできれば上上と思っていたので、うるさく法律化しなかった。それにこの法律（※「教科書の発行に関する臨時措置法」のこと）は、なんとかして教科書を全児童に供給しようとの目的で作ったもので、したがって臨時措置法です。当然、恒久的な法律をつくるべきでしょう」と述べ、
- 検定制度の欠陥を率直に認めていた（ゆらぐ教科書（四）『毎日新聞』昭和三〇年七月二日）。
- (8) 「中央教育審議会第四十七回総会速記録」国立公文書館蔵『中央教育審議会総会速記録（第四七〜四九回）（昭和三〇・一〇）』つくば〇一―六九―平四文部―〇〇九〇五。
- (9) 「中央教育審議会第四十八回総会速記録」前掲『中央教育審議会総会速記録（第四七〜四九回）（昭和三〇・一〇）』所収。
- (10) 前掲「一九五五年前後の文教政策と教科書問題」参照。
- (11) 「中央教育審議会（総会・特別委）の日程等について」国立教育政策研究所蔵『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ―二二。同文書（謄写版）には参考人の部分に「日教組、高教組」という記述があるが、取消線により削除されている。
- (12) 「中央教育審議会第四十九回総会速記録」前掲『中央教育審議会総会速記録（第四七〜四九回）（昭和三〇・一〇）』所収。
- (13) 第四十九回総会における天野会長の発言（前掲「中央教育審議会第四十九回総会速記録」一四一三〜一四一四、一五八五頁）参照。なお、頁数については原文書の右下に付されている通し番号を記載した。
- (14) 前掲「中央教育審議会（総会・特別委）の日程等について」参照。
- (15) 「教科書制度の改善に関する答申案についての森戸主査説明要旨」広島大学文書館蔵『森戸辰男関係文書』TA02120001100。同文書は、広島大学専用のタイプ用紙に和文タイプで印字されているため、森戸が大学の事務に原稿を清書させたものと推定される。なお、この答申案の説明については議事録も存在するが、速記のミスによる誤字・脱字

- の可能性が皆無とは言えないので、本稿では同文書に拠って記載する。
- (16) 同前、および「教科書制度の問題について中教審で意見を述べた参考人の氏名」広島大学文書館蔵『森戸辰男関係文書』TA021002700500。
- (17) 「中央教育審議会第五十回総会速記録」国立公文書館蔵「中央教育審議会総会速記録(第五〇〜五三回)」(昭三〇・一一〜昭三二・七)つくば〇一〇六九一平四文部一〇〇九〇六。
- (18) 「中央教育審議会第五十一回総会速記録」前掲『中央教育審議会総会速記録(第五〇〜五三回)」(昭三〇・一一〜昭三二・七)所収。
- (19) 前掲「教科書制度の改善に関する答申案についての森戸主査説明要旨」参照。
- (20) たとえば、当時、与党の中では教育委員会の廃止が議論されていた。教科書制度への影響が大きいこの問題への対応について矢内原忠男委員が質問をしたが、森戸主査は、特別委員会としては現在の法律に沿って答申案をまとめた」と説明するとともに、教育委員会の存廃が決まらない限りは議論のしようが無いという姿勢を示している(前掲「中央教育審議会第五十一回総会速記録」一七七六〜一七七七頁参照)。
- (21) 以下の議論については、前掲「中央教育審議会第四十九回総会速記録」一四一八〜一四九五頁参照。
- (22) 前掲「教科書制度の改善に関する答申案についての森戸主査説明要旨」参照。
- (23) 前掲「中央教育審議会第五十回総会速記録」参照。同速記録の中には「教科書制度の改善に関する答申案」と題する文書が綴じ込まれており、これに基づいて記載した。なお、同文書には何か所が修正箇所があるが、これらは一月二八日の総会直前に開かれた特別委員会での議論によるものと推定される。
- (24) 以下の議論については、前掲「中央教育審議会第五十一回総会速記録」一八〇三〜一八五一頁参照。
- (25) 以下の議論については、前掲「中央教育審議会第四十九回総会速記録」一四九六〜一五二四頁参照。
- (26) 前掲「教科書制度の改善に関する答申案についての森戸主査説明要旨」参照。
- (27) 前掲「中央教育審議会第五十回総会速記録」参照。
- (28) 以下の議論については、前掲「中央教育審議会第五十一回総会速記録」一八五一〜一九二八頁参照。
- (29) 「教科書制度に関する各方面の意見」国立教育政策研究所蔵『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ―二二六。
- (30) 史料に日付がないため正確な日時は不明である。ただし、「右派社会党案」と書かれた部分に「旧」と後で加筆された様な書き方がなされていること(社会党の統一は一〇月一三日)、教育問題調査会・新日本教育者連盟の案が含まれていないことから、一〇月中旬に作成されたと思われる。
- (31) 第四八回総会における石山参考人の発言(前掲「中央教育審議会第四十八回総会速記録」一一七一頁)。
- (32) 「教科書に対する国民の関心と希望」国立教育政策研究所蔵『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ―二三三。調査方法は、当時一般的だった層化多段無

作為抽出法が採用されている（朝日新聞社世論調査室編『日本人の政治意識』（朝日新聞社、昭和五一年）参照）。また、発行は内閣総理大臣官房審議室、調査の主体は中央調査社である。中央調査社は、時事通信社調査室と国立世論調査所を母体として昭和二九年に発足し、政府関連の世論調査を行っている組織である。

（いしだ まさはる・広島大学文書館）